

# 当薬局からのご案内

当薬局は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

## ■医療 DX 推進体制整備加算

当薬局は、

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した薬剤情報等を活用して、調剤、服薬指導等を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋を活用するなど、国が進める医療 DX にも取組んでいます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>

## ■医療情報取得加算

当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して、より適切な調剤等に取り組んでいます。

## ■長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

長期収載品の選定療養について 長期収載品の選定療養とは、令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から導入された制度です。

患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の 4 分の 1 を患者さんに自己負担していただく仕組みのことです。詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省のホームページでご確認ください。

## ■調剤管理料及び服薬管理指導料

当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

また、患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまやご家族等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。

## ■厚生局への届出事項に関する事項

当薬局では、調剤報酬点数表に規定されている次の施設基準の届出を行っております。

- ・調剤基本料 1
- ・地域支援体制加算 2

## ■明細書の発行状況に関する事項

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成29年8月1日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成29年8月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、薬剤の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

株式会社プレジール 管理者（代表取締役）：高橋 伸也